いつもメールマガジンをご愛読いただきましてありがとうございます。今回は、プランド・ギビング信託について、触れてみたいと思います。

プランド・ギビング信託（以後ＰＧ信託とします。）は、非営利団体等に対する寄付を目的とする信託をいいます。アメリカでは 10 兆円規模の信託で、日本では優遇税制がないため同制度では実施されていません。欧米で実施されているＰＧ信託は大きく２種類あります。

まず、チャリタブル・リメインダー・トラスト（年金給付型公益信託）は、大口寄付を行った金銭等のうち、一定額までは寄付者に年金として定期的に給付され、相続時に残余財産をＮＰＯ等に寄付します。その際、定期給付時も相続時も税制が優遇されるため、寄付者の老後の定期収入として生活設計ができることに加え、大口寄付をしているという満足感を得られます。

次に、チャリタブル・リード・トラストは、上記の寄付者に向けた定期給付もＮＰＯ法人等に給付し、相続時の残余財産も同様にＮＰＯ法人等に寄付する制度です。ちなみに、どちらの制度も信託設定後の変更は基本的に不可となっています。

ＰＧ信託の特徴として、①公益信託では、寄付先の意思決定に参加できないが、ＰＧ信託ではある程度の意思を反映できる。②公益信託では、自己への資金還流が認められないが、これが認められる。また、大口寄付という満足感や老後の定期収入の確保など、寄付者へのメリットが大きい点があげられます。

しかし、現行の日本の税制でこれらは実現できません。具体的に、アメリカとの税制の比較を行うと、まず、生前配当時（年金部分）の所得税控除や相続税控除が日本にはありません（控除は上限あり）。また、信託する財産が株式や不動産であった場合に、売却換価した際のキャピタルゲイン減税がありません。こうした税制優遇措置があれば、日本でも普及する可能性は大いにあります。

信託に関する優遇税制がないために活用されない制度は多々あります。例えば受益者の定めのない信託（目的信託）があげられます。目的信託の例としては、奨学金を不特定の奨学生に配布する信託や、自分の死後ペットのために金銭を残す信託などがあります。

逆に信託設定による優遇税制のある制度は、以前紹介した受益権の流通課税の軽減と、特定贈与信託等があげられます。

信託協会は「平成２３年度税制改正に関する要望」で、信託を使った制度の減税措置等を要望する柱の一つとしてＰＧ信託制度の創設を掲げています。アメリカと日本の法や制度の違いから検討すべき事項はあると思いますが、こういった信託が広く活用されれば、寄付市場の拡大とともに、多くの余剰資金が市場に還元されることが期待されます。

元来信託は遺言や財産管理を行うために生まれた制度です。信託協会の提案のような動きは、昨今の証券化業務中心の信託から、元来の信託ニーズが高まってきたという兆しであるように思えます。

まずこの税制が改変されないことには今のところすべて絵に描いた餅でしかありません。しかし、ＰＧ信託のような公益的な信託制度の普及が期待されているのも事実ではないでしょうか。

ファースト信託株式会社
大阪本社
大阪市西区阿波座一丁目６－１３カーニープレイス本町 10 階
ＴＥＬ　：06-6533-7252　ＦＡＸ　：06-6533-7251
東京事務所
東京都千代田区永田町二丁目１４－３赤坂東急ビル９階
ＴＥＬ　：03-3500-4277　ＦＡＸ　：03-3500-4278
ＵＲＬ　：http://www.firstshintaku.co.jp/
ＭＡＩＬ：yoshimura@firstshintaku.co.jp
問い合わせ先　担当：吉村
（東京事務所）